

鳥取県自然環境整備交付金交付要綱

制 定 平成 29 年 5 月 8 日付第 201700010686 号

一部改正 平成 31 年 2 月 15 日付第 201800313462 号

一部改正 平成 31 年 3 月 28 日付第 201800363222 号

鳥取県生活環境部長通知

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、鳥取県自然環境整備交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、自然環境整備交付金交付要綱（平成 25 年 3 月 29 日付環自総発第 1303295 号環境事務次官通知。以下「国交付要綱」という。）及び自然環境整備交付金取扱要領（平成 25 年 3 月 29 日付環自総発第 1303296 号環境省自然環境局長通知。以下「国取扱要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本交付金は、国立公園、国定公園等の保護と適正な利用を図るために、自然環境整備計画に基づく整備事業の実施に対して、必要な経費を交付することにより、地域の自然環境及び生物多様性の保全を推進し、自然共生社会づくりに寄与することを目的として交付する。

(交付金の交付)

第 3 条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第 1 欄に掲げる事業（以下、「対象事業」という。）を行う市町村に対し、予算の範囲内で本交付金を交付する。

2 本交付金の額は、対象事業に要する別表の第 2 欄に掲げる経費の額（以下、「対象経費」という。）に、同表の第 3 欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

3 対象事業を行う市町村は、鳥取県産業振興条例（平成 23 年 12 月鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当っては、県内事業者（県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、対象事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。）への発注に努めなければならない。

4 本交付金の額は、対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、補助率を乗じて得た額以下とする。

(交付申請の時期等)

第 4 条 本交付金の交付申請は、緑豊かな自然課長又は地方事務所（中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。）の長（以下「事務所等の長」という。）が別に定める日までに行われなければならない。

2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、様式第 1 号によるものとする。

3 本交付金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第4項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本交付金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、その財源に充当する国の交付金等の交付を知事が申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として、30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本交付金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

3 事務所等の長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第4項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本交付金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第4欄に掲げるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「その財源に充当する国の交付金等の交付を知事が申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数」とあるのは、その変更等について環境大臣の承認を知事が申請してから当該承認を受けるまでの日数」と読み替えるものとする。

（遂行状況報告の時期等）

第7条 市町村長は、事業の毎月の遂行状況について、事務所等の長の要求があったときは、様式第3号による状況報告書を報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第8条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、対象事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあつては、対象事業の完了予定日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 市町村長は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が、交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 市町村長は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

5 前項の規定による報告は、実績報告を提出した年度の6月15日までにを行うものとする。た

だし、当該交付金に係る消費税仕入控除税額が確定してない場合には翌年度の6月15日までに報告するものとする。

(提出書類について)

第9条 規則、この要綱、国交付要綱の規定により市町村長が知事に提出する書類は、所轄の事務所等の長を経由して提出するものとする。

(財産の処分制限)

第10条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(間接的な財産処分の承認)

第11条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項より短い期間を定めてはならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附則

1 この要綱は、平成29年5月8日から施行し、平成29年度事業から適用する。

2 この要綱は、平成31年2月15日から施行し、平成30年度事業から適用する。

3 この要綱は、平成31年3月28日から施行し、平成31年度事業から適用する。

別表

1 対象事業	2 対象経費	3 補助率	4 重要な変更
<p>国立公園整備事業</p>	<p>(1) 国立公園において自然環境整備計画に基づき行われる、公園利用者の安全確保を図るための利用施設の老朽化対策又は訪日外国人の快適な公園利用に資する整備であって、市町村長が行う、次に掲げる施設の整備に要する経費 (対象施設) ア 道路(車道) イ 道路(自転車道) ウ 道路(歩道) エ 橋 オ 広場 カ 園地 キ 避難小屋 ク 休憩所 ケ 野営場 コ 駐車場 サ 栈橋 シ 給水施設 ス 排水施設 セ 公衆便所 ソ 博物展示施設 タ 砂防施設 チ 防火施設 ツ 上記アからチの施設に係る附帯施設 (対象経費) 国取扱要領別表に記載する経費</p>	<p>2分の1</p>	<p>交付金額の増及び3割を超える減</p>

<p>国定公園等整備事業</p>	<p>(1) 国定公園において自然環境整備計画に基づき行われる整備事業であって、市町村長が行う、次に掲げる施設の整備に要する経費 (対象施設) ア 道路 (車道) イ 道路 (自転車道) ウ 道路 (歩道) エ 橋 オ 広場 カ 園地 キ 避難小屋 ク 休憩所 ケ 野営場 コ 駐車場 サ 栈橋 シ 給水施設 ス 排水施設 セ 公衆便所 ソ 博物展示施設 タ 砂防施設 チ 防火施設 ツ 上記アからチの施設に係る附帯施設</p> <p>(2) 環境省自然環境局長の定める長距離自然歩道整備計画 (平成15年3月31日以前に環境大臣が定めたものを含む。) に基づく、国立公園及び国定公園の区域外における整備に要する経費</p> <p>(対象経費) 国取扱要領別表に記載する経費</p>	<p>100分の45</p>	<p>交付金額の増及び3割を超える減</p>
------------------	---	----------------	------------------------

様式第1号（第4条、第8条関係）

〇〇年度鳥取県自然環境整備交付金事業計画（報告）書及び収支予算（決算）書

1 事業の目的、事業計画（実績）及びその内容

別紙のとおり

2 収支予算（決算）書

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	精 算 額	増 減	備 考
交 付 金				
工 事 費				
事 務 費				
負 担 金				
そ の 他				
合 計				

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	精 算 額	増 減	備 考
事 業 費				
工 事 費				
事 務 費				
合 計				

(注) 収支計画にあつては、精算額及び増減欄の記載を要しない。

3 他の補助金の活用の有無（ 有 ・ 無 ）

補 助 金 名	
問 合 せ 先	

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

4 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

5 事業完了（予定）年月日

年 月 日

6 添付資料

【交付（変更）申請】

- （1）工事費内訳（国交付要綱添付書類参考書式）
- （2）事務費内訳（国交付要綱別紙 2-(2)ア又はイ）
- （3）関係図面（A3 以下の縮小図面で可）
- （4）現況写真
- （5）位置図

【実績報告】

- （1）契約書等の写し
- （2）検査調書の写し
- （3）竣工写真等
- （4）完成図面
- （5）その他参考書類

様

職氏名 印

〇〇年度鳥取県自然環境整備交付金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県自然環境整備交付金（以下「本交付金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本交付金の対象事業は、「鳥取県自然環境整備交付金」とし、その内容は、〇〇〇〇とする。

2 交付決定額等

本交付金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本交付金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県自然環境整備交付金交付要綱（平成29年5月8日付第201700010686号生活環境部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本交付金は、間接国費補助金に該当するものであり、その收受及び使用、事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、自然環境整備交付金交付要綱（平成25年3月29日付環自総発第1303295号環境事務次官通知。）及び自然環境整備交付金取扱要領（平成25年3月29日付環自総発第1303296号環境省自然環境局長通知。）の規定に従わなければならない。

様式第3号（第7条関係）

自然環境整備交付金状況報告＜ 年度 月分＞

（単位：円）

事業区分	事業名	交付決定額		工期 (自)～(至)	契約状況					支払状況				
		事業費	交付金		前月までの契約額	当該月契約額	当該月契約率	契約済額 (累計)	累計契約率	前月までの支払額	当該月支払額	当該月支払率	支払済額 (累計)	累計支払率
	合 計			-										

- (注) 1 事業区分は、国立公園整備事業の場合は「国立」、国定公園等整備事業の場合は「国定」を記入すること。
 2 契約額は、交付金額を記入すること。
 3 支払額は、交付金額を記入すること。
 4 交付事業に係る事務費など、請負契約の対象とならない経費については、市町村会計管理者の支払の時に当該支払額を契約額及び支払額として整理する。
 5 契約率及び支払率は、小数点以下第1位まで掲げるものとし、第2位以下は切り捨てる。

年 月 日

様

職氏名 印

年 月 日付第 号をもって交付決定通知のあった鳥取県自然環境整備交付金について、事業仕入控除税額が確定しましたので、鳥取県自然環境整備交付金交付要綱（平成29年5月8日付第201700010686号生活環境部長通知）第8条第5項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 交付金の確定額	金	円
2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額）	金	円
3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 交付金返還相当額（3から2を差し引いた額）	金	円

（注）別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。

別紙 1

1 事業費総括表

事業区分	番号	事業名	事業箇所	工 事 費						事務費	合計	備考
				本工事費	測量設計費	用地費及び補償費	機械器具費	営繕費	計			
国立公園												
国立公園 計												
国定公園等												
国定公園等 計												
合 計												

- (注) 1 消費税及び地方消費税相当額を含めた額とすること。
 2 変更交付申請の場合は、2段書きとし、変更前を上段括弧書きとすること。
 3 国立公園整備事業においては、備考欄に以下の整備目的の略号を記載すること。
 老：公園利用者の安全確保を図るための利用施設の老朽化対策に資するもの
 国：訪日外国人の快適な公園利用に資するもの

2 公園計画及び事業決定等一覧表

公園名	事業名	保護計画			施設計画			事業決定		
		特別保護地区	特別地域	普通地域	施設計画名	決定日付及び番号		公園事業名	決定日付及び番号	
			1 2 3				第 号			第 号
			1 2 3				第 号			第 号
			1 2 3				第 号			第 号
			1 2 3				第 号			第 号

(注) 1 「保護計画」欄には、該当する地種区分の欄に○を記入すること。特別地域については、第1種特別地域の場合は1、第2種特別地域の場合は2、第3種特別地域の場合は3を○で囲み、複数の地種区分に該当する場合は、該当する欄の全てに○を記入すること。

2 「施設計画名」欄には、該当する集団施設地区の名称もしくは単独施設の名称を記入すること。

別紙 2

1 事業費総括表

事業区分	番号	事業名	事業箇所	工 事 費						事務費	合計	完了 年月日	施設概要		備考
				本工事 費	測量設 計費	用地費 及び補 償費	機械器 具費	営繕費	計				施設名 (構造)	規模等	
国立公園															
国立公園 計															
国定公園等															
国定公園等 計															
合 計															

(注) 1 消費税及び地方消費税相当額を含めた額とすること。

2 2段書きとし、交付決定額（変更交付決定のある場合は、最終のもの）を上段括弧書きとすること。